

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

### (趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (計画の変更認定)

第2条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けようとする者は、計画変更認定申請書（第1号様式）に、当該変更の部分に係る変更前及び変更後の省令第8条に規定する図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、変更認定をしたときは、計画変更認定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (認定建築物の建築及び維持保全に関する報告)

第3条 法第53条第4項の規定により報告を求められた認定事業者は、認定建築物の建築等及び維持保全に関する報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

### (申請の取下げ)

第4条 法第17条第1項又は法第18条第1項の規定による申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

### (認定建築物の事業の取りやめ)

第5条 認定事業者は、認定建築物の事業を取りやめたときは、取りやめ届（第5号様式）に、省令第10条第2項に規定する通知書（以下「認定通知書」という。）（変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び計画変更認定通知書。以下同じ。）を添えて、市長に届け出なければならない。

### (事業者の変更届)

第6条 認定事業者は、認定建築物の工事が完了する前に認定事業者を変更しようとするときは、新たに認定事業者になろうとする者（以下「新認定事業者」という。）と連署して、事業者の変更届（第6号様式）に、法第17条第2項第4号の規定による新認定事

業者の特定建築物の建築等の事業に関する資金計画書及び認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(軽微な変更届)

第7条 認定事業者は、法第18条第1項及び省令第12条に規定する計画の軽微な変更をしたときは、軽微な変更届(第7号様式)に、認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(既存特定建築物の特例認定)

第8条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、既存特定建築物の特例認定申請書(第8号様式)に、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表(い)項、(ろ)項及び(は)項に掲げる図書(同表(い)項に掲げる尿尿浄化槽の見取図を除く。)並びに同条第8項の表昇降機の項に掲げる構造詳細図を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、法第23条第1項の規定による申請について認定をしたときは、既存特定建築物の特例認定通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、法の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年12月20日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則(平成15年規則第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による廃止前的高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定によりした手続その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。